

○上越市老人医療費助成規則

昭和54年9月28日

規則第28号

改正 昭和55年5月19日規則第23号

昭和58年2月1日規則第7号

昭和59年10月31日規則第43号

昭和62年2月9日規則第4号

昭和63年9月26日規則第28号

平成元年4月1日規則第22号

平成3年12月26日規則第41号

平成5年7月30日規則第29号

平成6年9月14日規則第25号

平成7年3月28日規則第8号

平成7年9月29日規則第46号

平成9年3月27日規則第16号

平成9年6月25日規則第38号

平成9年8月22日規則第42号

平成9年10月28日規則第46号

平成10年6月24日規則第31号

平成12年12月28日規則第58号

平成13年2月20日規則第1号

平成14年3月20日規則第5号

平成14年9月30日規則第52号

平成15年7月31日規則第43号

平成16年3月29日規則第16号

平成17年3月17日規則第9号

平成18年11月13日規則第71号

平成20年3月31日規則第39号

平成21年4月7日規則第33号

平成23年3月24日規則第15号

平成26年3月31日規則第18号

(目的)

第1条 この規則は、老人の保健の向上を図るため、老人が負担する医療費の一部を助成することにより老人の福祉増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において「医療保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。

- (1) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
- (2) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (3) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (4) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (5) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
- (6) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）

2 この規則において「医療費」とは、医療保険各法に規定する療養に要した費用（健康保険法第76条第2項の規定に基づき厚生労働大臣の定めるところにより算定した額）及び医療保険各法に規定する指定訪問看護に要した費用（健康保険法第88条第4項の規定に基づき厚生労働大臣の定めるところにより算定した額）をいう。

3 この規則において「自己負担額」とは、医療費から医療保険各法に規定する保険給付及び法令等により国又は地方公共団体が負担する額を控除した額をいう。

(助成対象者)

第3条 この規則により医療費の助成を受けることができる者は、本市に住所を有する医療保険各法の規定による被保険者（市町村が行う国民健康保険の被保険者を除く。）及びその被扶養者並びに本市が行う国民健康保険の被保険者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）。以下「高齢者医療確保法」という。）の規定により高齢者医療確保法の療養を受けることができる者、生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている者、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定による支援給付を受けている者及び前年の所得（1月から7月までの間にこの規則により医療費の助成を受けようとする場合にあつては、前々年の所得）が地方税法（昭和25年法律第226号）第295条第1項第2号に規定する額を超える者並びに上越市ひとり親家庭等医療費助成規則（平成3年上越市規則第1号）の規定により医療費の助成を受けることができる者を除く。

- (1) 65歳から70歳に達する日の属する月の末日までの間にある者で、常時ひとり暮らしの状態にあるもの
- (2) 65歳から70歳に達する日の属する月の末日までの間にある者で、3月以上常に<sup>が</sup>臥床し、日常生活における基本的な動作（食事、排便、入浴、寝起き等）が困難で他の者の介助を必要とする状態にあり、かつ、その状態が継続すると認められるもの  
(受給者証の交付)

第4条 医療費の助成を受けようとする者は、老人医療費受給者証交付申請書に次に掲げる書類等を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 医療保険証
- (2) 住民票記載事項証明書
- (3) 前年の所得及び収入（1月から7月までに行う申請については、前々年の所得及び収入）の状況を証する書類

2 市長は、前項各号に掲げる書類等により明らかにすべき事項を公簿等により確認することができるときは、当該書類等の提出を省略させることができる。

3 市長は、第1項の申請書の提出があったときは、これを審査し、受給資格を確認したときは、県老受給者証（以下「受給者証」という。）を交付するものとする。

（受給者証の有効期間）

第5条 受給者証の有効期間は、8月1日から翌年の7月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、最初に交付される受給者証の有効期間は、受給者証交付申請書が受理された日の属する月の初日から最初に到来する7月31日までとする。

3 前2項の規定にかかわらず、受給者証の交付を受けている者（以下「受給者」という。）が、受給者証の有効期間中に次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該各号に定める日を有効期間の終期とする。

- (1) 70歳に達する場合 70歳に達する日の属する月の末日
- (2) 高齢者医療確保法の規定による療養を受けることができることとなる場合 当該療養を受けることができる日の前日

（受給者証の更新）

第6条 市長は、受給者が受給者証の有効期間満了後も引き続き受給資格を有するときは、受給者証を更新して交付するものとする。

2 更新後の受給者証の有効期間は、前条第1項又は第3項の規定による。

（受給者証の再交付）

第7条 受給者証を破損し、汚し、又は亡失したときは、老人医療費受給者証再交付申請書を市長に提出して受給者証の再交付を受けなければならない。

(受療の手續)

第8条 受給者は、療養を受けるときは、医療機関等に医療保険証及び受給者証を提出しなければならない。

(助成額)

第9条 市長は、次に掲げる額の合計額を助成するものとする。

(1) 自己負担額から医療保険各法に定める70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合の規定の例により算定した一部負担金の額及びその他医療保険各法による被保険者が医療保険各法の規定により負担すべき額に相当する額(保険者が医療保険各法の規定の例により一部負担金の減額等を行う措置を採る場合は、当該措置が採られた場合の額。以下「助成後の一部負担金」という。)を控除した額

(2) 助成後の一部負担金が医療保険各法の規定の例により高額療養費(70歳に達した者の規定によるものとする。以下同じ。)の支給要件に該当する場合は、医療保険各法の規定の例により算出した高額療養費に相当する額。ただし、助成後の一部負担金は自己負担額を超えることはできない。

(助成の方法)

第10条 受給者が医療費の助成を受けようとするときは、本人又は扶養義務者が1月を単位として、県老医療費助成申請書に必要書類を添えて市長に提出するものとする。ただし、市長と協定等を締結している柔道整復師法(昭和45年法律第19号)第2条第1項に規定する柔道整復師の施術を受けた場合で、当該柔道整復師に前条に規定する助成額の受領を委任するときは、県老医療費助成申請書に代えて県単医療費助成申請書等の当該柔道整復師の施術に係る療養費の額を証する書類その他市長が必要と認める書類(以下「県単医療費助成申請書等」という。)を当該柔道整復師を経由して市長に提出するものとする。

2 前項本文の規定にかかわらず、受給者のうち医療保険各法の規定による被保険者又はその被扶養者が高齢者医療確保法第57条第3項に規定する保険医療機関等で療養を受けた場合には、市長は、当該保険医療機関等に前条の規定により算定した額を支払うことによって助成を行うものとする。

(限度額適用認定証の交付)

第11条 市長は、第9条第2号に規定する高額療養費に相当する額の支給に際し、医療保険各法の施行規則の規定の例により限度額適用認定を行うものとする。

2 受給者は、前項の規定による限度額適用認定を受けようとするときは、県老限度額適用認定申請書に必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の申請書の提出があったときは、これを審査し、限度額適用認定を行ったときは、限度額適用認定証を交付するものとする。

(助成額の決定通知)

第12条 市長は、第10条第1項の規定により提出された県老医療費助成申請書、県単医療費助成申請書等の内容を審査し、当該申請に係る助成金の額を決定したときは、老人医療費支給決定通知書により申請者に通知するものとする。ただし、同項ただし書の規定による申請については、申請者への通知を省略することができるものとする。

(助成の特例)

第13条 受給者は、医療機関等で診療を受ける際に負担するその月分の一部負担金の支払が困難である場合は、老人医療費概算交付申請書により市長に当該月分の助成金の概算交付を請求することができる。

2 市長は、前項の規定により助成金の概算交付の請求があった場合において、特にやむを得ない理由があると認めたときは、当該請求者に助成金の概算交付をすることができる。

3 助成金の概算交付を受けた受給者は、当該医療機関等へ支払を完了した後、速やかに老人医療費助成申請(精算)書を市長に提出しなければならない。

(助成金の支給制限)

第14条 受給者が次の各号のいずれかに該当したときは、助成金の全部又は一部を支給しないものとする。

(1) 故意の犯罪行為により負傷し、又は故意に疾病にかかったとき。

(2) 支給事由が第三者の行為によってなされ、かつ、第三者が療養の全部又は一部を負担したとき。

(3) この規則に違反したとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、特に市長が不相当と認めたとき。

(助成金の返還)

第15条 市長は、偽りその他不正の行為により、助成金の支給を受けた者に対し、既に支給した助成金の全部又は一部について返還を命ずることができる。

(変更届)

第16条 受給者は、次に掲げる事由が生じたときは、その日の翌日から起算して14日以内に老人医療費受給者変更届によりその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名の変更
- (2) 住所の変更
- (3) 医療保険の種類又は保険証若しくは組合員証の記載事項の変更  
(死亡の届出)

第17条 受給者が死亡したときは、戸籍法（昭和22年法律第224号）第87条の規定による届出義務者は、速やかに受給者証を添えて市長に届け出なければならない。

(受給者証の返還)

第18条 受給者は、受給資格を喪失したとき、又は受給者証の有効期間が満了したときは、速やかに受給者証を市長に返還しなければならない。

(第三者行為による被害の届出)

第19条 医療費の助成を受けた者又は受けようとする者は、医療費の支給事由が第三者の行為によって生じたものであるときは、その事実、当該第三者の氏名及び住所又は居所(氏名又は住所若しくは居所が明らかでないときは、その旨)並びに被害の状況を直ちに市長に届け出なければならない。

(申請書等の様式)

第20条 この規則に規定する申請書等の様式は、市長が別に定める。

(その他)

第21条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行前に、新潟県老人医療費助成事業実施要領の規定によってされた諸手続については、この規則の相当規定によってされたものとみなす。

附 則（昭和55年規則第23号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の上越市老人医療費助成規則の規定は、昭和55年5月1日から適用する。

附 則（昭和58年規則第7号）

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和58年2月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行日前に行われた老人医療に係る助成については、なお従前の例による。

附 則（昭和59年規則第43号）

（施行期日等）

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の上越市老人医療費助成規則の規定は、昭和59年10月1日から適用する。

（経過措置）

2 この規則の施行日前に行われた老人医療に係る助成については、なお従前の例による。

附 則（昭和62年規則第4号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の上越市老人医療費助成規則の規定は、昭和62年1月1日から適用する。

附 則（昭和63年規則第28号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年規則第22号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成3年規則第41号）抄

（施行期日）

1 この規則は、平成4年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に交付されている第1条の規定による改正前の上越市老人医療費助成規則第2号様式その1による受給者証は、その有効期間が終了するまでの間、第1条の規定による改正後の上越市老人医療費助成規則第2号様式その1による受給者証とみなす。

附 則（平成5年規則第29号）

この規則は、平成5年8月1日から施行する。

附 則（平成6年規則第25号）

この規則は、平成6年10月1日から施行する。

附 則（平成7年規則第8号）

（施行期日）

1 この規則は、平成7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 健康保険法等の一部を改正する法律（平成6年法律第56号。以下「法」という。）の

施行前における社会保険各法に規定する看護の療養のうち付添看護については、法附則第4条第1項及び第2項、第12条、第17条、第47条第2項及び第3項並びに第49条第2項及び第3項の規定に基づき、引き続き療養の給付とみなして助成する。

附 則（平成7年規則第46号）

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の第3条の規定は、平成7年4月1日から適用する。

（適用区分）

- 2 改正後の第2条の規定は、平成7年10月1日以後に行われる指定訪問看護について適用する。

附 則（平成9年規則第16号）

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成9年規則第38号）

この規則は、平成10年1月1日から施行する。

附 則（平成9年規則第42号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成9年9月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 第1条の規定による改正後の上越市ひとり親家庭等医療費助成規則の規定、第2条の規定による改正後の上越市老人医療費助成規則の規定及び第3条の規定による改正後の上越市重度心身障害者医療費助成規則の規定は、この規則の施行の日以後に行われる医療に係る助成について適用し、同日前に行われた医療に係る助成については、なお従前の例による。

附 則（平成9年規則第46号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、平成9年11月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第1条の規定による改正後の上越市ひとり親家庭等医療費助成規則の規定、第2条の規定による改正後の上越市老人医療費助成規則の規定、第3条の規定による改正後の上越市重度心身障害者医療費助成規則の規定及び第4条の規定による改正後の上越市妊産婦及び乳幼児の医療費助成に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に行われ

る医療に係る助成について適用し、同日前に行われた医療に係る助成については、なお従前の例による。

附 則（平成10年規則第31号）

この規則は、平成10年7月1日から施行する。

附 則（平成12年規則第58号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
  - (1) 第1条中上越市老人医療費助成規則第9条の改正規定（「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に改める部分を除く。）、第2条中上越市重度心身障害者医療費助成規則第2条及び第10条の改正規定（「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に改める部分を除く。）並びに第3条中上越市ひとり親家庭等医療費助成規則第2条及び第9条の改正規定（「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に改める部分を除く。） 平成13年1月1日
  - (2) 前号に掲げる規定以外の規定 平成13年1月6日

（経過措置）

- 2 第1条の規定（前項第1号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の上越市老人医療費助成規則の規定、第2条の規定（同号に掲げる改正規定に限る。以下同じ。）による改正後の上越市重度心身障害者医療費助成規則の規定及び第3条の規定（同号に掲げる改正規定に限る。以下同じ。）による改正後の上越市ひとり親家庭等医療費助成規則の規定は、平成13年1月1日以後に行われる医療に係る助成について適用し、同日前に行われた医療に係る助成については、なお従前の例による。

附 則（平成13年規則第1号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）
- 2 この規則の施行の日前に交付されている第1条の規定による改正前の上越市妊産婦及び乳幼児の医療費助成に関する条例施行規則第4号様式、第2条の規定による改正前の上越市老人医療費助成規則第4号様式、第3条の規定による改正前の上越市重度心身障害者医療費助成規則第3号の2様式及び第4条の規定による改正前の上越市ひとり親家庭等医療費助成規則第5号の2様式による県単医療費助成金請求内訳書は、当分の間、それぞれ第1条の規定による改正後の上越市妊産婦及び乳幼児の医療費助成に関する条例施行規則第4号様式、第2条の規定による改正後の上越市老人医療費助成規則第4号様式、第

3条の規定による改正後の上越市重度心身障害者医療費助成規則第3号の2様式及び第4条の規定による改正後の上越市ひとり親家庭等医療費助成規則第5号の2様式による県単医療費助成金請求内訳書とみなす。

附 則（平成14年規則第5号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 第1条の規定による改正後の上越市妊産婦及び乳幼児の医療費助成に関する条例施行規則の規定、第2条の規定による改正後の上越市老人医療費助成規則の規定、第3条の規定による改正後の上越市重度心身障害者医療費助成規則の規定及び第4条の規定による改正後の上越市ひとり親家庭等医療費助成規則の規定は、平成14年1月1日以後に行われた医療に係る助成について適用し、同日前に行われた医療に係る助成については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の日前に交付されている第2条の規定による改正前の上越市老人医療費助成規則第5号様式による老人医療費助成申請書は、当分の間、同条の規定による改正後の上越市老人医療費助成規則第5号様式による県老医療費助成申請書とみなす。

附 則（平成14年規則第52号）

（施行期日）

1 この規則は、平成14年10月1日から施行する。ただし、第2条中上越市老人医療費助成規則第2条第3項の改正規定は、平成15年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 第2条の規定による改正後の上越市老人医療費助成規則の規定は、この規則の施行の日以後に行われる医療に係る助成について適用し、同日前に行われた医療に係る助成については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際現に交付され、又は保有している第1条の規定による改正前の上越市妊産婦及び乳幼児の医療費助成に関する条例施行規則、第2条の規定による改正前の上越市老人医療費助成規則、第3条の規定による改正前の上越市重度心身障害者医療費助成規則及び第5条の規定による改正前の上越市ひとり親家庭等医療費助成規則に規定する様式は、当分の間、それぞれ、適宜、適切な修正を加えて、第1条の規定による改正後の上越市妊産婦及び乳幼児の医療費助成に関する条例施行規則、第2条の規定による改正後の上越市老人医療費助成規則、第3条の規定による改正後の上越市重度心身障害者医療費

助成規則及び第5条の規定による改正後の上越市ひとり親家庭等医療費助成規則に規定する様式の相当する様式として使用することができる。

附 則（平成15年規則第43号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に交付され、又は保有している第1条の規定による改正前の上越市妊産婦及び乳幼児の医療費助成に関する条例施行規則、第2条の規定による改正前の上越市老人医療費助成規則、第3条の規定による改正前の上越市重度心身障害者医療費助成規則及び第4条の規定による改正前の上越市ひとり親家庭等医療費助成規則に規定する様式は、当分の間、それぞれ、適宜、適切な修正を加えて、第1条の規定による改正後の上越市妊産婦及び乳幼児の医療費助成に関する条例施行規則、第2条の規定による改正後の上越市老人医療費助成規則、第3条の規定による改正後の上越市重度心身障害者医療費助成規則及び第4条の規定による改正後の上越市ひとり親家庭等医療費助成規則に規定する様式の相当する様式として使用することができる。

附 則（平成16年規則第16号）

（施行期日）

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第3条の規定は、この規則の施行の日以後に行われる医療に係る助成について適用し、同日前に行われた医療に係る助成については、なお従前の例による。

附 則（平成17年規則第9号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年規則第71号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 当分の間、この規則の施行の際現に交付され、又は保有している第1条の規定による改正前の上越市妊産婦及び乳幼児の医療費助成に関する条例施行規則及び第2条の規定による改正前の上越市老人医療費助成規則に規定する様式は、当分の間、それぞれ、適宜、適切な修正を加えて、第1条の規定による改正後の上越市妊産婦及び乳幼児の医療費助成

に関する条例施行規則及び第2条の規定による改正後の上越市老人医療費助成規則に規定する様式の相当する様式として使用することができる。

附 則（平成20年規則第39号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日前に行われた健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第7条の規定による改正前の老人保健法（昭和57年法律第80号）の規定による医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成21年規則第33号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年規則第15号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の第8条の規定は、この規則の施行の日以後に行われる医療に係る助成について適用し、同日前に行われた医療に係る助成については、なお従前の例による。

附 則（平成26年規則第18号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に交付されている受給者証及び限度額適用認定証は、その有効期間が終了するまでの間、使用することができる。
- 3 改正前の上越市老人医療費助成規則の規定により受給者証の交付を受けている者で、この規則の施行日以後に第3条の規定により助成対象者でなくなるものについては、同条の規定にかかわらず、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による療養を受けることができる日の前日まで助成対象者とする。

附 則（平成26年規則第32号）

この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 略

(2) その他の規定 平成26年10月1日